

## 生涯現役促進地域連携事業委託要綱

### (通則)

第1条 生涯現役促進地域連携事業（●●コース）（以下「委託事業」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

### (委託事業の目的)

第2条 委託事業は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。）において、企業に対して65歳までの高年齢者雇用確保措置を講ずることが義務づけられているが、今後は、企業を退職した65歳以降の高年齢者の多様な就業機会の確保が重要な課題となっている。特に、平成26年には、団塊の世代全員が65歳に到達し、その多くが活動の場を自身の居住地域等に移していつているため、これらの層を含む高年齢者が地域社会で活躍できる環境を整備する必要がある。

このため、本事業を通じて、高年齢者の雇用・就業促進に向けた地域の取組を支援し、先駆的なモデル地域の普及を図ることにより、多様な就業機会の創出を図ることを目的とする。

### (委託先)

第3条 委託事業は、●●労働局長（以下「委託者」という。）が、前条に規定する委託事業の目的を確実に達成することができる者と認める者（以下「受託者」という。）に、委託して実施するものとする。

### (委託の申入れ)

第4条 委託者は、受託者として適当と認める者に対し、本要綱を添えて、様式第1号「生涯現役促進地域連携事業（●●コース）受託依頼書」（以下「依頼書」という。）により、委託の申入れを行うものとする。

### (受託書等の提出)

第5条 前条の申入れを受けた者は、当該申入れを承諾するときは、依頼書を受理した日から14日以内に、様式第2号「生涯現役促進地域連携事業受託書」に様式第3号「生涯現役促進地域連携事業（●●コース）実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を添付して、委託者に提出するものとする。

なお、再委託を行う場合は、次条に規定する契約書第7条第2項前段の書類を併せて提出するものとする。

### (実施計画書等の審査及び契約の締結)

第6条 委託者は、前条の規定により提出された実施計画書について審査し、委託事業の目的等に照らし適当と認めるときは、支出負担行為担当官●●労働局総務部長

が、様式第4号「生涯現役促進地域連携事業（●●コース）委託契約書」（以下「契約書」という。）により受託者と契約を締結するとともに、受託者が再委託を希望する場合は契約書第7条第2項前段の承認を必要とするものとする。

（表明確約）

第7条 受託者は、契約書第32条及び第33条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 受託者は、契約書第32条及び第33条の各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約しなければならない。

（契約書）

第8条 委託事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。